

富山市単位老人クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市の単位老人クラブが高齢者の生きがいつくりや健康づくり、閉じこもり予防等、高齢者福祉の推進を図るため実施する事業に助成する、富山市単位老人クラブ補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「単位老人クラブ」とは、次に掲げる（1）及び（2）のものをいう。

- (1) 町内会単位等で、60歳以上の会員により組織され、会員数がおおむね30人以上のものをいう。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。
- (2) 富山市老人クラブ連合会及び地区・校区長寿会連合会に加入し、その運営・活動に参加するもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象は、富山市内の単位老人クラブとする。

2 原則、1町内会につき1クラブを限度とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、単位老人クラブが年間を通して行う次に掲げる事業とする。

- (1) 社会奉仕事業
- (2) 教養講座の開催事業
- (3) 健康増進事業

(補助金の額)

第5条 単位老人クラブの会員数に応じ、次の表に掲げる額を限度として交付する。

会員数（60歳以上）	補助金年額
29人まで	40,000円
30人～49人	50,000円
50人～69人	60,000円
70人～99人	70,000円
100人～149人	80,000円
150人～199人	90,000円
200人～249人	100,000円
250人～299人	110,000円
300人以上	120,000円

(交付の申請期日)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(交付申請書)

第7条 補助金の交付を申請する者は補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には次に掲げる（1）、（2）を添付しなければならない。ただし、新規結成の単位老人クラブはこれに加え（3）を添付しなければならない。

（1）収支予算書（様式第2号）

（2）会員名簿（様式第3号）

（3）新規結成単位老人クラブ活動計画書（様式第4号）

(交付決定の通知)

第8条 規則第5条第3項に規定する通知は、単位老人クラブ補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 当該補助事業が完了したときは、単位老人クラブ補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業実績書（様式第7号）

（2）収支決算書（様式第8号）

(額の確定通知)

第10条 規則第13条に規定する通知は、単位老人クラブ補助金額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。